

2026年1月20日

公 告

一般社団法人 日本外傷学会
評議員各位

一般社団法人 日本外傷学会
代表理事 渡部 広明

次期の選挙理事および監事の選任に関する選挙について

日本外傷学会定款第 17 条に基づき、次期の選挙理事および監事の選任に関する選挙を下記の通り行います。

記

選出される役員：

選挙理事 10名以内（任期2年）
監 事 2名 （任期4年）

選 挙：

2026年6月10日の社員総会に出席した評議員の投票によって行われます。

被選挙権（立候補資格者）：

1. 定款第 17 条（役員を選任及び選定）により、理事および監事は評議員*の中から選任されます。
2. 2026年3月31日までに満 65 歳となる方は、被選挙権はありません。
3. 定款第 19 条（任期）により、任期連続 3 期の理事は、選挙理事の被選挙権がありません。

* 立候補資格者は現評議員と 2026年4月1日から追加選出される評議員が対象となります。対象者は[こちら](#)です。

届 出：

立候補者は、定款施行細則第 25 条（届け出）により、選挙公告の当月から 2026年3月15日（消印有効）までに、所定の立候補届を書留郵便にて事務局まで届け出てください。なお、立候補届は下記よりダウンロードしてください。

[理事・監事立候補届](#)（Word）

立候補届出先：

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 階
（株）春恒社 学会事業部内 一般社団法人 日本外傷学会事務局

以上